

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 關伽流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書P45の工場製コンクリート縁石A（R）及びB（R）において、既設工場製コンクリート縁石を再設置する際、縁石は背面に設置する土のうで移動を防止し、敷モルタルやアンカー固定は不要と考えれば宜しいでしょうか。	工場製コンクリート縁石A（R）は特記仕様書22-3-5【25】3)イ)に記載のとおり、背面に土のうを設置するものです。また、工場製コンクリート縁石B（R）は土のうの中詰め砂を流用し背面を砂で充填するものです。なお、縁石の施工については、いずれも土木工事共通仕様書（令和3年7月）18-6-3（2）に示すとおりです。
2	特記仕様書P45の工場製コンクリート縁石A（R）及びB（R）において、既設工場製コンクリート縁石を代替品に変更する提案は可能でしょうか。	既設工場製コンクリート縁石を代替品に変更する提案は可能です。ただし、トンネル標準設計図集に示す規定を満足するものとし、同等以上のものを設置するものとお考えください。
3	既設の円形水路は、縁石と同様に二次製品が設置されていると考えれば宜しいでしょうか。	既設の円形水路は、場所打ちコンクリートで設置されたものとお考えください。
4	H鋼置式仮設ガードレールの設置は、インバート設置本施工期間のみで土留くい（親杭）打設や覆工受台施工期間は設置しないと考えれば宜しいでしょうか。	H鋼置式仮設ガードレールの設置は、土留くい（親杭）打設や覆工受台施工期間も設置とお考えください。
5	H鋼置式仮設ガードレールの設置位置は、設計図に記載の通り仮設防護柵の前後に連続して設置するものとし、仮設防護柵の設置位置を盛り替える際はH鋼置式仮設ガードレールの設置位置も盛り替えが必要と考えれば宜しいでしょうか。	設置位置はインバート施工区間の前後となります。したがって、インバート施工区区内での仮設防護柵の盛替えに合わせてH鋼置式仮設ガードレールの移動は必要ありません。
6	【30】交通規制安全設備工 2) 種別 表内の区分内容に記載の仮設H鋼材はH鋼置式ガードレールの背面に固定すれば宜しいでしょうか。また、H鋼置式ガードレールの固定は仮設H鋼材との固定のみで舗装面へのアンカー固定は不要と考えれば宜しいでしょうか。	【30】交通規制安全設備工 2) 種別に示すH鋼置式仮設ガードレール及び仮設H鋼材とはH鋼材部・ガードレール部（支柱・ビーム）を示したものです。路面との固定に関しては貴社の施工計画に基づき、お考えください。
7	土留杭の削孔径をφ400とした根拠をご教示下さい。また、削孔径の根拠に構造上の理由がなければ、削孔径を変更する提案は可能でしょうか。	土留杭の設計杭径に基づき削孔径を決定しています。

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 關伽流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問事項	回答
8	標準工程(3/13)のA区間及びC区間の STEP3において、5)簡易舗装工が完了する6月30日の後の施工となる2)縁石撤去設置工の縁石設置が含まれていないと思われます。提案工程では、縁石設置も含めて規制日数を算出すれば宜しいでしょうか。	標準工程には、縁石の設置が含まれているものとお考えください。
9	施工条件書(3/5)の構造物取壊しコンクリート構造物において、「車線シフトを行わない提案による撤去範囲の変更は可能とする。」と記載があります。車線シフトを行う提案において、撤去範囲の変更を行わずに、車線シフトに必要な断面だけを撤去して、コンクリート構造物の一部を撤去しない施工方法の提案は可能でしょうか。	コンクリート構造物として一部の断面を欠損した状態で存置する撤去方法は認めません。
10	施工条件書(3/5)のコンクリート舗装 アスファルト舗装において、「既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。」と記載があります。アスファルト舗装の中に部分的に残ってしまう既設のコンクリート舗装の撤去作業は本工事では行わずに、継続契約方式における後発工事で本復旧を行う際に撤去すると考えれば宜しいでしょうか。	本工事の施工数量の一部を後発工事で施工する技術提案は認めません。
11	規制日数の短縮に関して、入札公告（説明書）2-3.継続契約方式における後発工事を行う際に施工した方が本工事で施工するよりも工事全体の規制日数が短縮できる場合は、本工事で施工を行わずに後発工事で施工を行うとする提案は可能でしょうか。	本工事の施工数量の一部を後発工事で施工する技術提案は認めません。